

手賀沼地域農業農村整備事業推進協議会幹事会 施設検討部会設置要領

第1 目的

手賀沼地域農業農村整備事業推進協議会(以下「協議会」という。)規約第3条(2)に規定される「施設設備に関すること」に基づいて、国営土地改良事業及び関連事業等実施地区に係る施設整備構想及び維持管理の検討を行い、地元意向を反映させた施設計画の策定に資することを目的として、施設検討部会(以下「本部会」という。)を設置する。

第2 事業

本部会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 施設計画及び維持管理に関すること。
- (2) その他検討が必要な事項に関すること。

第3 構成

- (1) 本部会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。
なお、構成員が所属する部署からの代理出席を認めるものとする。
- (2) 部会長には千葉県東葛飾農業事務所調査課長を以って充てる。
- (3) 本部会の事務局を千葉県手賀沼土地改良区に置く。

第4 運営

- (1) 本部会は、部会長が必要と認めた場合招集し、部会長が会議を運営する。
- (2) 部会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 営農検討部会、環境検討部会との連絡・調整を図る。
- (4) 本部会において協議検討した事項について、部会長は幹事会を通じ協議会に報告する。

第5 補足

この要領に定めるものの他、本部会に必要な事項は部会長において定めることができる。

付 則

この要領は、平成28年3月10日から施行する。

改正 平成30年5月15日